証券コード　6172
2020年３月12日

株　主　各　位

東京都港区三田一丁目４番１号
住友不動産麻布十番ビル３階
株式会社メタップス
代表取締役社長　山﨑祐一郎

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、当ご通知３頁から４頁に記載の方法により、2020年３月26日（木曜日）午後７時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年３月27日（金曜日）午後３時
受付開始は午後２時30分を予定しております。
（今回の定時株主総会の日が前回の定時株主総会の日の応当日と著しく離れた日となりましたのは、当社が第12期（当期）より事業年度の末日を８月31日から12月31日に変更したためであります。）

２．場　　所　東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
丸の内トラストタワーN館 11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

３．目的事項
報告事項　１．第12期（2018年９月１日から2019年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（2018年９月１日から2019年12月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

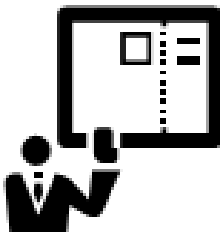
以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に記載すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://metaps.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査等委員会がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://metaps.com/）に掲載させていただきます。

<当社ウェブサイト>



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年3月27日（金曜日）
午後3時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年3月26日（木曜日）
午後7時到着分まで



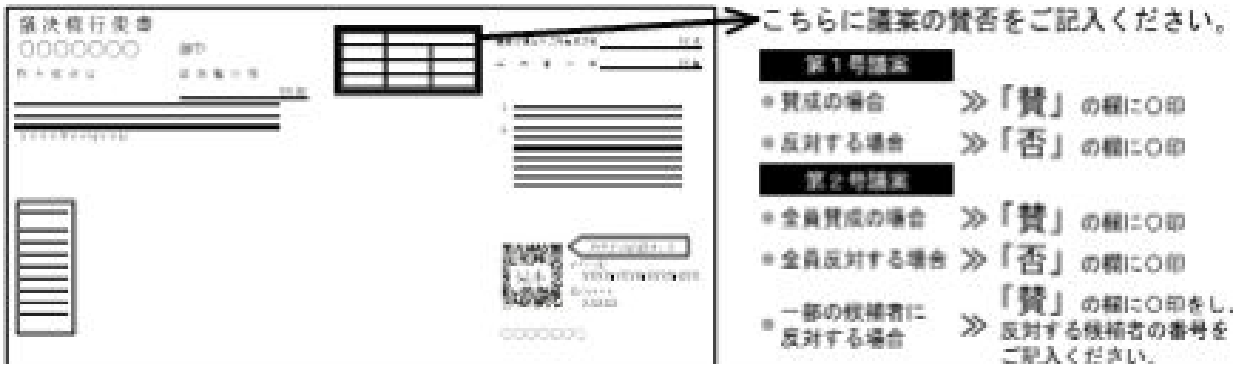
インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年3月26日（木曜日）
午後7時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



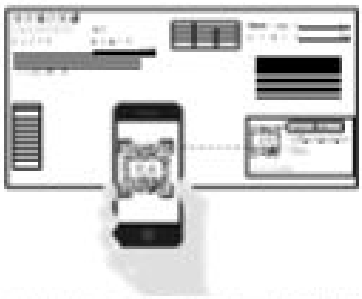
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

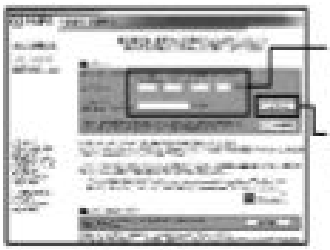
再び株主総会、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、上の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

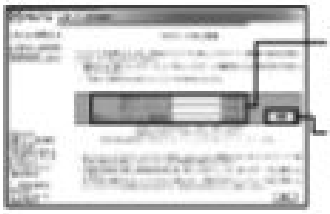
議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



3 新しいパスワードを登録する



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時－午後9時）

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年９月１日から
2019年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループは「テクノロジーでお金と経済のあり方を変える」のコーポレートミッションのもと、成長性の高いインターネット領域に経営資源を集中し事業を展開しております。当該領域は、スマートフォンやタブレット、ウェアラブル端末といったデバイスの普及に加え、Twitter、Facebook、Instagram、LINEなどのソーシャルメディアの拡大、クラウドや人工知能（AI）の進化、ブロックチェーンといった新しいテクノロジーやサービスの出現により劇的な変化を続けております。これらの市場規模は世界的にも一層の拡大が見込まれ、関連事業を提供する当社グループの収益機会も大きく広がるものと考えております。このような事業環境のもと、当社グループは、ファイナンス関連事業及びマーケティング関連事業を２つの事業の柱としながら、積極的に新規サービスの開発を行っております。当期は、国内ファイナンス関連事業の安定成長と国内マーケティング事業の復調、海外マーケティング関連事業も堅調に推移したものの、事業環境の変化と当社経営リソースの最適化を進めるため、一部事業の撤退及び売却を行いました。具体的には、韓国市場を対象とした暗号資産交換所“UPXIDE（旧CoinRoom）”を含む暗号資産関連事業に関して、規制等の外部環境の整備が想定以上に進まず、また市場の不確実性が増すなかで、規制・セキュリティ、監査等のコストに対して収支が見合わず、事業撤退を判断いたしました。当社は、これまでファイナンス、マーケティング、コンシューマー領域で積極的な投資を実施してまいりましたが、事業環境の変化と当社経営リソースの最適化を進めるため、事業ポートフォリオの見直し、及び注力事業の絞り込みを実施いたします。具体的には、2020年12月期より中核事業をファイナンス関連事業に定め、今後の安定成長に向けた足場固めを行ってまいります。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高13,292百万円（前連結会計年度比29.8%増）、営業損失2,990百万円（前連結会計年度は営業損失214百万円）、税引前当期損失3,152百万円（前連結会計年度は税引前当期損失319百万円）、当期損失3,633百万円（前連結会計年度は当期損失427百万円）、親会社の所有者に帰属する当期損失2,861百万円（前連結会計年度は

親会社の所有者に帰属する当期損失454百万円）となりました。

なお、当社グループは当連結会計年度より、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及び「IFRS第15号の明確化」（合わせて以下「IFRS第15号」という。）を適用しており、前連結会計年度比較においては、IFRS第15号を遡及適用した前連結会計年度の数値を用いて比較しております。

また、当連結会計年度は、決算期の変更により、2018年９月１日から2019年12月31日までの16か月となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は579百万円であり、その主なものはソフトウェアであります。

③ 資金調達の状況

当社グループの国内外における事業基盤の維持及び強化を目的として、第三者割当による第15回新株予約権及び第１回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、1,511百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

株式会社タイムバンクは、同社によるMBOに伴い、当社の保有する同社株式の全てを譲渡したため、2018年９月30日付で連結の範囲から除外しております。

株式会社pringは、同社による第三者割当増資に伴い、当社の同社に対する所有割合が低下したため、2018年11月30日付で連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

株式会社VSbiasは、同社による第三者割当増資及び当社の保有する同社株式を一部譲渡したため、2019年４月２日付で連結の範囲から除外しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 日本基準

区　　分	第 9 期 (2016年８月期)	第 10 期 (2017年８月期)	第 11 期 (2018年８月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売　　上　　高(百万円)	8,887	―	―	―
経常損失（△）(百万円)	△553	―	―	―
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△817	―	―	―
１株当たり当期純損失（△）(円)	△64.74	―	―	―
総　　資　　産(百万円)	16,911	―	―	―
純　　資　　産(百万円)	7,196	―	―	―
１株当たり純資産額(円)	544.05	―	―	―

② 国際財務報告基準（IFRS）

区　　分	第 9 期 (2016年８月期)	第 10 期 (2017年８月期)	第 11 期 (2018年８月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売　　上　　高(百万円)	7,741	10,135	10,240	13,292
営業利益又は営業損失（△）(百万円)	△333	251	△214	△2,990
親会社の所有者に帰属する当期利益（△は損失）(百万円)	△718	260	△454	△2,861
基本的１株当たり当期利益（△は損失）(円)	△56.83	20.12	△33.89	△211.29
資　産　合　計(百万円)	15,919	19,786	22,686	20,884
資　本　合　計(百万円)	7,556	6,822	8,350	4,517
１株当たり親会社所有者帰属持分(円)	559.42	504.12	576.36	359.64

（注）１．当社では、第10期より国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しており、ご参考までに第９期のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。

２．当連結会計年度よりIFRS第15号を適用しており、第９期から第11期の売上高については、遡及修正後の数値を記載しております。

３．日本基準の諸数値についてはIFRS同様、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
Metaps Plus Inc.	大韓民国 ソウル特別市	517百万KRW	79.73%	ファイナンス事業
株式会社 メタップスペイメント	東京都港区	1,134百万円	100.00%	ファイナンス事業
株式会社 メタップスワン	東京都港区	100百万円	100.00%	マーケティング事業
Smartcon Co. Ltd.	大韓民国 ソウル特別市	300百万KRW	75.00% (59.79%)	ファイナンス事業
株式会社 メタップスリンクス	東京都港区	100百万円	100.00%	マーケティング事業
Metaps Entertainment Limited	イギリス領 バージン諸島	13百万USD	100.00%	マーケティング事業

（注）１．株式会社メタップスワン（旧ビカム株式会社）につきましては、2019年１月１日付で商号変更をしております。

２．出資比率の（ ）内は、間接所有割合であります。

３．当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社メタップスペイメント
特定完全子会社の住所	東京都港区三田一丁目４番１号 住友不動産麻布十番ビル３階
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,880百万円
当社の総資産額	6,537百万円

(4) 対処すべき課題

① 海外市場への対応

当社グループの発展には、継続してグローバル展開を進めることが不可欠であり、中華圏を中心に事業展開の強化を行ってまいります。地域毎の特性に応じた事業構築と、現地責任者・スタッフのローカル採用強化を継続すると同時に、日本やシンガポールなど、先行して事業展開を行っている地域が培ったオペレーションノウハウをグローバルで共有し、「効率化」・「標準化」・「スピード化」を意識し取り組んでまいります。

② 開発スピード強化への対応

既存プロダクトのシステム稼働は安定していますが、インターネット領域における目まぐるしい変化スピードに対応していくためには、常に新しいプロダクトを創造し続ける必要があります。また、グローバルでユーザを獲得するためには今まで以上にプロダクトに高い質と信頼が求められます。そのため、多言語化に対応できるシステム開発や仕様作成を進める一方で、情報漏えい、情報セキュリティ面でのリスク対応強化についても並行して進められるよう、引き続き優秀な技術者の確保、職場環境の改善に努めてまいります。

③ 組織体制の整備

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に運用すること、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員会による監査等を基軸とするコーポレート・ガバナンス機能の充実などを行っていく方針であります。

④　経営体制の強化への対応

インターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新サービスが常に生み出されております。これらの最新のニーズを的確に察知し、迅速な意思決定を行える体制を整えることで、常に市場をリードしていくことが当社グループの成長につながります。これを実現するために、各国ユーザのニーズを的確に察知できるグローバルな人材の確保を行える体制を構築してまいります。

⑤　新規事業の展開について

当社グループの展開する事業の属するインターネット業界は、急速な進化、拡大を続けており、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速いため、当社グループにおいても顧客のニーズを満たす新サービスの展開を常に検討しております。今後、ファイナンス関連事業を主軸に、データとAIを軸とした積極的な事業展開を進めていく方針であります。

上記施策により、内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、グローバルにおける更なる事業拡大及び継続的な収益拡大に今後も取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

当社グループは、「世界の頭脳へ」との企業ビジョンのもと、ファイナンス関連事業を主軸に、マーケティング関連事業及びその他新規事業を行っております。日本国内のみならずアジアを中心に海外事業を展開しており、グローバルな市場において新たな価値の創造・提供に努めております。

(6) 主要な営業所（2019年12月31日現在）

本社(東京都港区)

(注)当社の重要な子会社については、「(3)重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(7) 使用人の状況（2019年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
マーケティング関連事業	89（13）名	16名減（３名増）
ファイナンス関連事業	140（２）	29名減（５名減）
その他	43（14）	０名（５名減）
合計	272（29）	45名減（７名減）

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．使用人数が前連結会計年度末と比べて45名減少しましたのは、株式会社タイムバンク及び株式会社pringへの転籍、事業ポートフォリオ見直しに伴う退職者の増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35（９）名	５名増（７名減）	38.7歳	2.8年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社きらぼし銀行	500百万円
株式会社りそな銀行	250百万円
株式会社三井住友銀行	100百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2019年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　42,000,000株

② 発行済株式の総数（注１）　13,566,910株

③ 株主数　13,466名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
佐藤航陽	2,766,000株	20.40%
ＧＭＯクリック証券株式会社	857,800	6.32
株式会社ＳＢＩ証券	606,900	4.47
楽天証券株式会社	456,400	3.36
日本瓦斯株式会社	435,200	3.21
山崎祐一郎	406,000	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	254,000	1.87
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	185,700	1.37
ＢＢＨ ＦＯＲ ＧＬＯＢＡＬ Ｘ ＦＩＮＴＥＣＨ ＥＴＦ	84,830	0.63
カブドットコム証券株式会社	75,000	0.55

（注）１．発行済株式数の増加は新株予約権の行使によるものであります。

２．自己株式は所有しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第11回新株予約権
発行決議日			2015年５月11日
新株予約権の数			201個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 20,100株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり 250,000円 （１株当たり　2,500円）
権利行使期間			2017年５月12日から 2020年５月11日まで
行使の条件			（注）
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	１名
		社外取締役	－
	取締役（監査等委員）		１名

（注）新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

１．新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

２．新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

３．その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③　その他新株予約権の状況

イ、2019年１月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第14回新株予約権

新株予約権の総数	3,300個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 330,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり100円
新株予約権の払込期日	2019年２月１日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき　1,780円
権利行使期間	2021年４月１日から 2029年１月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算定される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数がを生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	①　2020年12月期から2024年12月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の営業利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる行使可能割合を限度として当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日１日から行使することができる。 （a）営業利益が7,000百万円を超過した場合 行使可能割合：70％ （b）営業利益が8,000百万円を超過した場合 行使可能割合：80％ （c）営業利益が9,000百万円を超過した場合 行使可能割合：90％ （d）営業利益が10,000百万円を超過した場合 行使可能割合：100％

	なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を参照するものとする。また、会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ②　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇などにより退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。 ③　新株予約権者の相続人による本新株予約権を行使できないものとする。 ④　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。 ⑥　当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
割当先	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てた。 当社取締役　　５名　1,110個 当社従業員　　26名　1,530個 当社子会社取締役　６名　420個 当社子会社従業員　８名　240個

ロ、2019年10月11日開催の取締役会決議に基づき発行した第15回新株予約権

新株予約権の総数	12,542個
新株予約権の目的である株式の種類と潜在株式数	普通株式 1,254,200株 (新株予約権１個につき100株) 本新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は897円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、1,254,200株です。
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり882円
新株予約権の払込期日	2019年10月29日
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額１株当たり1,196円 当社は、2020年４月29日、2021年４月29日及び2022年４月29日（修正日）において、当該修正日まで（当日を含む。）の５連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な行使価額を１円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（897円）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。
権利行使期間	2019年10月30日から 2024年10月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てた。 投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号　8,171個 InfleXion Ⅱ Cayman, L.P.　3,267個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合85号　1,104個

ハ、2019年10月11日開催の取締役会決議に基づき発行した第１回無担保転換社債型新株予約権付社債

調達資金の額	1,499,988,000円
社債に付された新株予約権の総数	49個
新株予約権の目的である株式の種類と潜在株式数	普通株式 1,254,170株 本転換社債型新株予約権については転換価額修正条項が付されており、下限修正価額（897円）における潜在株式数は1,672,226株です。
社債及び新株予約権の払込金額	本社債の金額100円につき金100円 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものとする
社債の払込期日及び新株予約権の割当日	2019年10月29日
転換価額及び転換価額の修正条件	当初転換価額１株当たり1,196円 当社は、2020年４月29日、2021年４月29日及び2022年４月29日（修正日）において、当該修正日まで（当日を含む。）の５連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な転換価額を１円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（897円）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。
権利行使期間	2020年10月30日から 2024年10月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てた。 投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号　32個 InfleXion Ⅱ Cayman, L.P.　13個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合85号　４個

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐藤 航陽	株式会社タイムバンク代表取締役
代表取締役社長	山﨑 祐一郎	Metaps Plus Inc.取締役 株式会社メタップスペイメント取締役 Smartcon Co. Ltd.取締役 株式会社メタップスリンクス代表取締役 Metaps Entertainment Limited取締役
取締役	和田 洋一	株式会社メタップスペイメント代表取締役 ワンダープラネット株式会社社外取締役 株式会社マイネット社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	高山 健	テクマトリックス株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社メディアドゥホールディングス社外取締役 株式会社メルカリ社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	亀村 明	
取締役（監査等委員）	吉川 朋弥	吉川公認会計士事務所 所長 株式会社アズーム社外監査役

（注）１．取締役（監査等委員）高山健氏、亀村明氏及び吉川朋弥氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）吉川朋弥氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．2018年11月29日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、中町昭人氏は監査役を任期満了により退任いたしました。

４．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、亀村明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

５．当社は高山健氏、亀村明氏及び吉川朋弥氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

６．当社と取締役（監査等委員）である高山健氏、亀村明氏及び吉川朋弥氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条に定める最低責任限度額としております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

・監査等委員会設置会社移行前

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （1）	12百万円 （1百万円）
監査役 （うち社外監査役）	3 （3）	3百万円 （3百万円）
合計 （うち社外役員）	7 （4）	16百万円 （5百万円）

（注）1．上表には、2018年11月29日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名を含んでおります。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役の報酬限度額は、2015年5月8日開催の臨時株主総会において、月額30百万円以内と決議いただいております。また監査役の報酬限度額は、同株主総会において、月額3百万円以内と決議いただいております。

・監査等委員会設置会社移行後

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 （－）	49百万円 （－百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 （3）	17百万円 （17百万円）
合計 （うち社外役員）	6 （3）	67百万円 （17百万円）

（注）1．当社は、2018年11月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第11回定時株主総会において、月額30百万円以内（うち社外取締役月額10百万円以内）と決議いただいております。また監査等委員である取締役の報酬限度額は、同株主総会において、月額3百万円以内と決議いただいております。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）高山健氏は、テクマトリックス株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社メディアドゥホールディングス、株式会社メルカリの社外取締役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）吉川朋弥氏は、吉川公認会計士事務所の所長及び株式会社アズームの社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役 （監査等委員）	高山　健	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席致しました。また、監査等委員会15回のうち13回に出席致しました。主に事業会社における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役 （常勤監査等委員）	亀村　明	当事業年度に開催された取締役会22回、監査役会２回、監査等委員会15回の全てに出席致しました。長年における金融機関及び上場事業会社取締役としての豊富な職務経験から適宜発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	吉川朋弥	当事業年度に開催された取締役会22回、監査役会２回、監査等委員会15回の全てに出席致しました。公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

（注）上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が２回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	98百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容を参考に必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

３．当社の重要な子会社のうち、Metaps Pte.Ltd.、Metaps Plus Inc.及びSmartcon Co. Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法第362条第５項の規定に基づき、2018年12月25日の取締役会決議により、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」及び「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。

② コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告する。

③ 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査等委員である取締役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査する。

④ 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保する。

⑥ 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人が、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる体制として弁護士による社外相談窓口（以下、内部通報制度）を設置し、相談・提案を受けた弁護士は、速やかに常勤監査等委員へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図るよう努める。

⑧ 内部通報制度や監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨ 内部監査部は、内部監査規程に基づき法令及び定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文章の取扱は、社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行う。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループ内のリスク管理体制強化のために、リスク管理規程を策定し、当社グループにおけるリスク評価及び対応は、管理本部が事務局となり、法務および内部統制担当者等で構成されるリスク管理委員会で推進する。

② 販売先、仕入先、銀行、子会社との取引は業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表、稟議規程、経理規程、子会社管理規程に基づいて行い、規程管理の事務局は管理本部が行う。

③ 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響をあたえる重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または業務執行会議に報告し、報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行う。

④ 取締役、執行役員、子会社社長は、取締役会等において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行う。

⑤ 内部監査部は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月１回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、取締役及び常務執行役員から構成される業務執行会議において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととする。

② 取締役の業務執行については、取締役会規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表に基づきそれぞれの責任者及びそ

の責任、執行手続等について定めることとする。

③ 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化及び手続き等の簡略化に努め、必要があるときは管理本部からの助言を得る。

④ 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループは、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ会社間の指揮、命令、意思疎通の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。

② 当社グループの業務の適正を確保するための体制として、子会社管理規程を定め、グループ会社の管理は管理本部が行う。グループ会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく管理本部長を通じて、取締役会または業務執行会議に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

③ グループ会社に対する管理、支援等を行う管理責任、援助責任部門を本社内に定め、当社グループとしての情報の共有・伝達に努める。

④ 内部監査部は、内部監査規程に基づき当社グループの監査を定期的に実施し、その結果について代表取締役社長に報告する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく代表取締役社長を通じて、取締役会または業務執行会議に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

⑤ 内部統制システムを整備するに当たっては、財務報告に係る内部統制評価実施マニュアルに基づき、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

⑥ 当社は、当社が定める子会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的または随時に関係資料の提出を求める。

⑦ 当社は、定期的または随時に業務執行会議を開催し、その他必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査等委員会が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査等委員会と協議の上、任命する。任命された補助者は、監査等委員会の補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

② 監査等委員会の補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知する。

7．当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

① 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに監査等委員会に報告する。

② 監査等委員会は、監査等委員会監査等基準に基づき、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めることができる。

③ 内部監査部は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画の立案及び実施に当たっては、監査等委員会と密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。

④ 内部統制担当部門は、監査等委員会と密な連携を保つとともに、監査等委員会からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。

⑤ 監査等委員会監査事務は内部監査部がこれを補助する。

⑥ 監査等委員会は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

8．その他監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

① 当社グループの取締役及び使用人は監査等委員会またはその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応する。

② 監査等委員会がその職務の執行について、必要な費用の請求をした時は、速やかに当該費用または債務を処理する。
③ 監査等委員会は監査法人との会合を定期的または随時に持ち、財務報告の信頼性について意見交換を行う。
④ 監査等委員会は代表取締役との会合を定期的または随時に持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行う。

9．財務報告の信頼性を確保するための体制
① 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
② 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
③ 内部統制担当部門は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または業務執行会議に報告する。また、併せて監査等委員会へ報告する。
④ 上記①から③に掲げる方針及び手続き等を運用するにあたり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制及び業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
⑤ 内部監査部は、財務報告に係る内部統制の有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、併せて監査等委員会へ報告する。

10．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、2018年11月29日開催の第11回定時株主総会決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。当事業年度の運用状況の概要は、以下のとおりになります。

① 当事業年度は、取締役会を24回（書面決議２回含む）開催し、重要事項について審議・決議したほか、担当取締役から職務執行状況について報告を受けております。社外取締役（３名）は、取締役会において独立した客観的な立場から忌憚のない意見を述べ、経営や業務執行の監督機能

を担っております。

② 業務執行会議を毎月開催し、各事業責任者から事業報告を受けております。常勤監査等委員はオブザーバーとして参加し、情報収集とともに牽制機能を担っております。

③ リスクマネジメント委員会を毎月開催し、リスクマネジメント、コンプライアンス等の方針を検討しております。

④ 監査等委員会を毎月開催し、監査計画に基づき内部監査部と連携して調査を実施するとともに、取締役、会計監査人との間で情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨を定款に定めております。当社は、未だ成長過程にある企業であり、主要事業の立ち上げ間もないことから未だ内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元に繋がると考えております。

将来的には、各期の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

連結財政状態計算書

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,259	流動負債	13,965
現金及び現金同等物	4,683	社債及び借入金	883
営業債権及びその他の債権	9,752	営業債務及びその他の債務	11,130
棚卸資産	81	その他の金融負債	741
その他の金融資産	412	未払法人所得税	116
その他の流動資産	332	引当金	27
非流動資産	5,625	その他の流動負債	1,067
有形固定資産	205	非流動負債	2,403
のれん	2,302	社債及び借入金	1,460
顧客関連無形資産	217	その他の金融負債	248
その他の無形資産	360	引当金	57
持分法で会計処理されている投資	1,787	繰延税金負債	604
繰延税金資産	145	その他の非流動負債	33
その他の金融資産	560	負債合計	16,367
その他の非流動資産	50	(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	4,899
		資本金	5,444
		資本剰余金	4,557
		その他の資本の構成要素	△117
		利益剰余金	△4,984
		非支配持分	△383
		資本合計	4,517
資産合計	20,884	負債及び資本合計	20,884

連結損益計算書

（2018年９月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**13,292**
売上原価	**7,683**
売上総利益	**5,609**
販売費及び一般管理費	**7,019**
その他の収益	2,325
その他の費用	3,567
持分法による投資損失（△）	△339
営業損失（△）	**△2,990**
金融収益	4
金融費用	166
税引前当期損失（△）	**△3,152**
法人所得税費用	481
当期損失（△）	**△3,633**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	△2,861
非支配持分	△772
当期損失（△）	**△3,633**

連結持分変動計算書

（2018年９月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	その他の資本の構成要素		
			新株予約権	その他の包括利益累計額	合計
2018年9月1日時点の残高	5,420	4,552	28	△39	△11
当期損失（△）	－	－	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	△99	△99
当期包括利益合計	－	－	－	△99	△99
新株の発行（新株予約権の行使）	24	43	△19	－	△19
新株予約権の失効	－	－	△6	－	△6
株式に基づく報酬取引	－	－	－	－	－
子会社取得に係る非支配持分	－	－	－	－	－
子会社の支配喪失による増減	－	－	－	－	－
非支配株主との資本取引	－	2	－	－	－
配当金	－	－	－	－	－
その他	－	△40	18	－	18
所有者との取引額合計	24	5	△8	－	△8
2019年12月31日時点の残高	5,444	4,557	20	△138	△117

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	利益剰余金	合計		
2018年9月1日時点の残高	△2,175	7,787	563	8,350
当期損失（△）	△2,861	△2,861	△772	△3,633
その他の包括利益	－	△99	8	△91
当期包括利益合計	△2,861	△2,959	△764	△3,723
新株の発行（新株予約権の行使）	－	47	－	47
新株予約権の失効	69	62	△62	－
株式に基づく報酬取引	－	－	34	34
子会社取得に係る非支配持分	－	－	－	－
子会社の支配喪失による増減	－	－	△131	△131
非支配株主との資本取引	－	2	△2	－
配当金	－	－	△20	△20
その他	△17	△40	－	△40
所有者との取引額合計	51	72	△182	△110
2019年12月31日時点の残高	△4,984	4,899	△383	4,517

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**751**	**流動負債**	**1,075**
現金及び預金	209	買掛金	2
売掛金	555	未払金	191
前払費用	28	預り金	7
未収収益	67	未払費用	12
短期貸付金	942	未払法人税等	5
その他	124	短期借入金	850
貸倒引当金	△1,176	その他	5
固定資産	**5,786**	**固定負債**	**2,150**
有形固定資産	**102**	社債	1,499
建物	137	関係会社事業損失引当金	417
工具、器具及び備品	88	資産除去債務	57
減価償却累計額	△123	その他	175
無形固定資産	**4**	**負債合計**	**3,225**
商標権	0	(純資産の部)	
ソフトウェア	4	**株主資本**	**3,300**
投資その他の資産	**5,679**	**資本金**	**5,443**
投資有価証券	48	**資本剰余金**	**5,432**
関係会社株式	5,087	資本準備金	5,432
長期貸付金	1,092	**利益剰余金**	**△7,576**
貸倒引当金	△713	その他利益剰余金	△7,576
その他	164	繰越利益剰余金	△7,576
		新株予約権	**11**
資産合計	**6,537**	**純資産合計**	**3,311**
		負債純資産合計	**6,537**

損　益　計　算　書

（2018年９月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
営業収益		
売上高	555	
関係会社ロイヤリティー収入	404	
関係会社受取配当金	200	1,160
売上原価		77
売上総利益		1,082
販売費及び一般管理費		1,250
営業損失（△）		△168
営業外収益		
受取利息	37	
貸倒引当金戻入額	22	
その他	5	65
営業外費用		
支払利息	7	
社債利息	77	
為替差損	56	
その他	18	159
経常損失（△）		△262
特別利益		
関係会社株式売却益	113	113
特別損失		
固定資産除却損	10	
投資有価証券評価損	7	
関係会社株式評価損	30	
事業構造改善費用	5,908	5,956
税引前当期純損失（△）		△6,106
法人税、住民税及び事業税	12	12
当期純損失（△）		△6,118

株主資本等変動計算書

（2018年９月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	5,420	5,409	5,409	△1,457	△1,457	9,371	25	9,397
当期変動額								
新株の発行	23	23	23			47		47
当期純損失（△）				△6,118	△6,118	△6,118		△6,118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							△14	△14
当期変動額合計	23	23	23	△6,118	△6,118	△6,071	△14	△6,085
当期末残高	5,443	5,432	5,432	△7,576	△7,576	3,300	11	3,311

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月21日

株式会社メタップス

取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　千代田　義　央　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　智佳子　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社メタップスの2018年９月１日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社メタップス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月21日

株式会社メタップス

取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　千代田　義　央　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　智佳子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社メタップスの2018年９月１日から2019年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年９月１日から2019年12月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月25日

株式会社メタップス　監査等委員会

常勤監査等委員(社外取締役)　亀　村　　明　㊞
監査等委員(社外取締役)　吉　川　朋　弥　㊞
監査等委員(社外取締役)　高　山　　健　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

ブロックチェーンやフィンテックに関する技術や法律、また名称等の変化に対応しうる表現とするため、当社現行定款について、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １～５．＜条文省略＞	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １～５．＜現行どおり＞
６．電子マネー、仮想通貨その他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理並びに電子決済システムの提供業務並びに資金移動業	６．各種電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理並びに電子決済システムの提供業務並びに資金移動業
７～13．＜条文省略＞	７～13．＜現行どおり＞

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役２名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	やまざきゆういちろう 山　崎　祐一郎 （1981年10月18日）	2006年６月　ドイツ証券株式会社（投資銀行本部）入社 2011年３月　イーファクター株式会社（現当社）入社 2011年４月　当社取締役就任 2015年10月　Metaps Plus Inc.（旧Nextapps Inc.）取締役就任（現任） 2016年４月　ペイデザイン株式会社（現株式会社メタップスペイメント）取締役就任（現任） 2016年11月　Smartcon Co. Ltd.取締役就任（現任） 2016年11月　当社取締役副社長就任 2018年９月　株式会社メタップスリンクス代表取締役就任（現任） 2018年11月　Metaps Entertainment Limited取締役就任（現任） 2018年11月　当社代表取締役社長就任（現任）	406,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	和田洋一（わだよういち） （1959年５月28日）	1984年４月　野村證券株式会社入社 2000年４月　株式会社スクウェア（現　株式会社スクウェア・エニックス）入社 2003年４月　株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長就任 2014年９月　Shinra Technologies, Inc. President就任 2015年５月　当社社外取締役就任 2016年８月　ワンダープラネット株式会社社外取締役就任（現任） 2016年11月　当社取締役会長就任 2016年12月　ペイデザイン株式会社（現　株式会社メタップスペイメント）取締役就任 2017年10月　同社代表取締役就任（現任） 2017年11月　当社取締役就任（現任） 2018年３月　株式会社マイネット社外取締役就任 2019年３月　株式会社マイネット社外取締役監査等委員就任（現任）	－株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．(1) 山﨑祐一郎氏を取締役候補者とした理由は、代表取締役として経営の重要事項の決定を適切に行なっており、金融や海外の事情にも精通し、当社グループの事業拡大に貢献するとともに、管理部門管掌としてコンプライアンス、コーポレートガバナンスの強化にも取り組んでいくことができると判断し、取締役候補者といたしました。

(2) 和田洋一氏を取締役候補者とした理由は、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社グループの持続的な成長を推進することができると判断し、取締役候補者といたしました。

３．「所有する当社株式の数」については、2019年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

日時 2020年３月27日（金曜日）　午後３時
受付開始は午後２時30分を予定しております。

場所 東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
丸の内トラストタワー N館11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内

交通 JR　東京駅 日本橋口より徒歩１分
東京メトロ　大手町駅 B７出口より徒歩２分
東京メトロ　日本橋駅 A３出口より徒歩４分

